

新型コロナウイルス対策
モデル
すすきの地区

保存版

新型コロナウイルス
感染防止
対策
マニュアル



はじめに

このガイドラインは、すすきの地区で飲食店などを経営されているみなさまが、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むための、ひとつの目安として作成したものです。

ガイドラインには、政府の専門家会議の提言による高リスク環境を生み出さないための対策や、施設・設備などの衛生管理による対策、従業員の健康管理による対策などの視点で考えた取り組みを掲載しています。

これらの取り組みを実施したとしても感染のリスクをゼロにすることはできませんが、感染機会を少しでも減らしていきたいと考えています。

ガイドラインに沿った取り組みの全てを実施することはできないかもしれません、みなさまのできるところから少しずつ行っていただき、すすきの地区が一丸となって感染防止対策に取り組むことを目的としています。

また、経営相談や経営支援に関する相談窓口や、国や札幌市の経済対策などの情報も掲載しておりますので、是非ご活用いただきたいと考えています。

一般社団法人すすきの観光協会 会長 大島 昌充 2020年5月

このガイドラインは、厚生労働省から推薦を得た感染制御に関する専門家の協力を得て作成されています。

01P
02P
04P
06P
08P
12P
13P
14P

15P
16P
17P
18P
20P
21P

感染防止対策ガイドライン

- 【飲食店編】
 - 基本対策1:店内の換気の徹底
 - 基本対策2:不特定のお客様同士の近距離での接触の防止
 - 基本対策3:お客様と接する従業員のマスク着用など
 - 追加対策1:共用する物品などの適正管理
 - 追加対策2:従業員の健康管理などの徹底
 - その他の対策1:出入り事業者への協力依頼
 - その他の対策2

【ビルオーナー編】

- 換気の徹底
- 共用エリアの衛生管理
- 各店舗への周知と取り組みの促進
- 自主点検チェックリスト(店舗編)
- 自主点検チェックリスト(ビルオーナー編)

【経営支援編】

目次

感染防止対策ガイドライン

各店舗(テナント)における対策

想定されるリスク (高リスク環境の防止) 専門家会議の提言に基づく対策	営業形態 接待行為なし 接客対応なし (注文・配膳のみ)	接待行為あり (接客対応あり (カウンターなどでの接客))		接待行為あり (風営法許可施設)
		店内の換気の徹底	不特定の客同士の近距離での接触の防止 ●客席(テーブル)間の距離の確保 ●客席間のついたてなどによる区画 ●宴会の予約・受入時における対策(行動履歴・発症状況の確認など)	
換気が悪い 手の届く距離に人がいる	近距離での会話や発声	注文、配膳、会計などの際のマスク着用	●接客時のマスク着用 ●カウンターなどにおける対面での接客の自粛・縮小	接待行為の自粛など
上記に加え、飲食店で想定されるリスクに基づく対策	飛沫の付着した物品などを介した感染	●店内の清掃の徹底 ●客の入れ替え時の客席、テーブルなどのアルコール消毒 ●据え置きの取り皿、箸、調味料、メニューなどの撤去及び交換時の消毒 ●トング、カラオケ用マイクなどの共用の自粛 ●ビュッフェ形式、大皿での取り分けによる食品提供の自粛 ●客の残したゴミなどの適切な管理	●従業員、同居家族の体温測定及び感冒症状の有無の確認 ●発熱や感冒症状がある場合の店舗への報告と自宅待機 ●発熱や感冒症状がある場合の対策の構築 ●流水・せっけんによる手洗いの徹底	従業員の健康管理などの徹底
従業員を介した感染				

建物(ビル)管理者における対策

複数の店舗(テナント)が入った建物(ビル)において必要な追加の対策	
換気	テナントと連携した各フロアの換気の徹底
共用エリアの衛生管理	共用トイレの管理 ●清掃、消毒 ●手洗いせっけん、ペーパータオルなどの設置 共用エリアの管理 ●人の手が触れる場所の消毒 ●嘔吐物などによる汚染時の清掃・消毒
各店舗への周知	各店舗における実施の促進

出入り事業者における対策

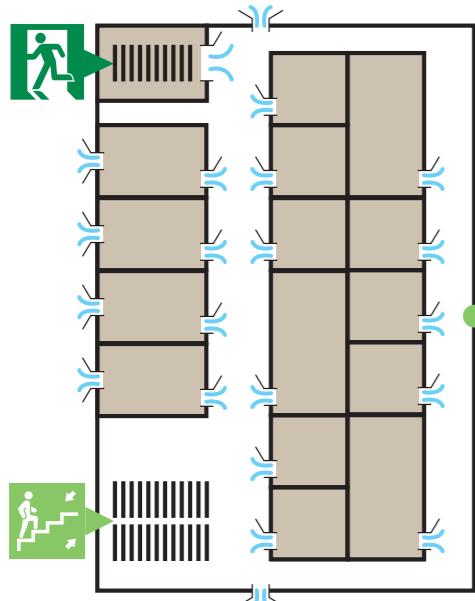
出入り事業者において必要な追加の対策	
マスク着用	マスク着用
健康管理	健康管理 ●発症時の自宅待機 ●入館時の手洗い徹底

店内の換気の徹底

ビルオーナー編15P参照

1 各店舗のつくりに応じた適切な換気方法を定める。

どのような換気が有効であるかは、店舗のつくりによってさまざまです。一般的に、ファン(送風機)などによる機械換気よりも、2方向以上の窓の開放による自然換気の方が、換気効率は高いと考えられるため、本ガイドラインでは自然換気による対策を主として記載しています。



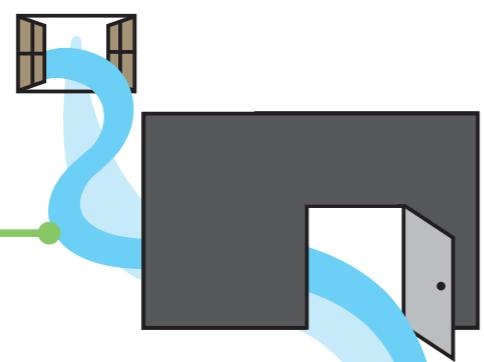
ビル内の店舗(テナント)の場合

ビル内の店舗(テナント)の場合、各店舗だけではなく、フロア全体の空気の流れを考え、換気方法を定める必要があります。ビルのオーナーなどとも相談しながら、建物の構造に応じた適切な換気方法を検討しましょう。

【具体的な対応例】
ビルのオーナーが時間を定め、店舗と協力し、一斉に店舗の窓・入口及びフロアの非常口の扉を開け、換気を行う。

一戸建ての店舗の場合

対角線となるような位置にある窓を2箇所以上開放することで、効果的な自然換気を行うことが可能ですが、また、換気経路(空気の流れ)をさえぎらないように客席や設備を配置することも心がけましょう。

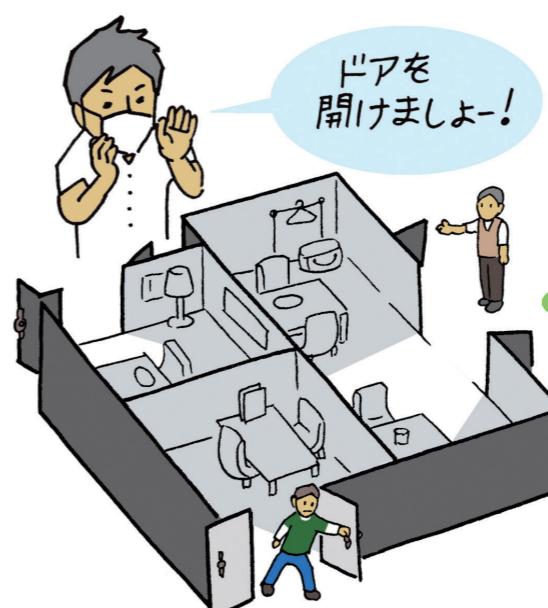


新型コロナウイルスの対策として、どの程度の換気が有効か、今のところ明確な根拠は示されていません。しかし、3つの条件(密閉・密集・密接)の1つである「換気の悪い密閉空間」をつくるために、各店舗において出来る限りの換気を行いましょう。

まずは
空気の通りを
よくするペア～

窓のない店舗、地下の店舗の場合

店内に開放可能な窓がなかったり、店舗が地下にあって、入り口を開放しても空気の流れが生まれないなど、自然換気が効率的に行えない店舗については、ビルのオーナーとも相談し、空調を常に最大限で稼働させるなど、可能な対応を検討しましょう。



店舗内が個室で多数区切られている場合

個室を中心とした店舗の場合、各個室には窓がないことも多く、店舗の窓や入り口の開放だけでは不十分な場合があります。こうした店舗では、お客様にもご協力いただき、時間を決め、個室の扉も開けて換気するなどの対応を行いましょう。

2 あらかじめ定めた方法で、定期的に換気を実施する。

窓の開放により換気を行う場合は、1時間に2回以上の換気回数※が目安です。具体的には、30分に1回以上、数分程度、窓を全開にし、室内の空気がすべて入れ替わるまで換気しましょう。

※換気回数：部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数

不特定のお客様同士の近距離での接触の防止

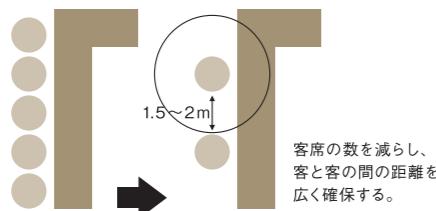
3

お客様同士が近距離で接触することのないようにする。

【距離の確保】

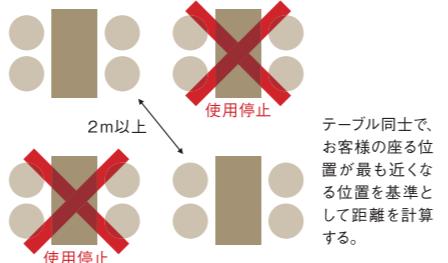
お客様同士の距離の確保

個人または2人組のお客様が座るカウンター式の客席では、数を減らして隣の客席との間隔を広くし、1.5～2m程度の距離を確保しましょう。



テーブル間の距離の確保

テーブルを間引きしたり、一時的に使用を停止して、各テーブル間の距離が2m以上になるように配置しましょう。

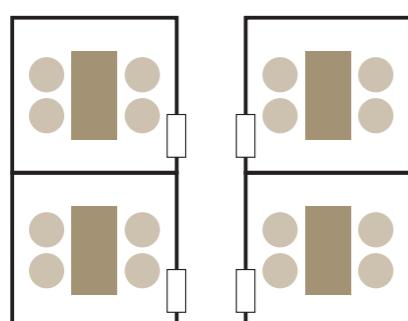


【個室・ついたてなどによる対策】

テーブル席は下記のいずれかの方法で分離し、別グループとの接触を避けるように配置しましょう。

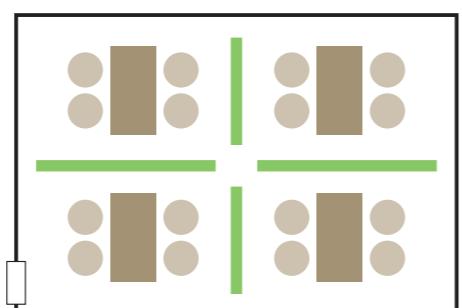
個室対応

各テーブルを壁で仕切られた個室に配置し、同じ個室内に別のグループを案内しないようにしましょう。個室内の換気量が十分でない時は、お客様へ定期的に扉を開けていただくなどの協力をお願いしましょう。



ついたてなどによる対応

テーブルとテーブルの間に180cm程度の高さのついたてを設置し、隣のテーブルから、くしゃみや会話に伴う飛沫が届かないようにしましょう。



すだれやレースカーテンなど、空気の通る隙間がある仕切りでは十分な効果があるとは言えないもので、隙間がない素材を用いましょう。

食事や会話を楽しむ飲食店という性質上、お客様同士の飛沫(咳、くしゃみや唾液など)を介した感染や、飛沫の付着した物品・手指などを介した感染をゼロにすることは困難です。しかしながら、客席の配置を工夫したり、宴会(団体客)を受け入れる際のルールを定めたり、普段接触のない方同士が近距離に長くいるという状況をつくり出さないようにして、店舗を起点とした集団感染発生のリスクを低減しましょう。

4

宴会を行う団体(グループ)は、個室へ案内するか、個室が用意できなければ、客席をついたてなどで区分けするようにして、他の団体(グループ)との接触を極力避ける。

団体(グループ)で利用されるお客様は、他のお客様から感染を受けたり、席を移動するなどの行動により感染を広げてしまうおそれがあります。このため、特に団体で利用されるお客様の場合、原則として個室へ案内し、それが困難な場合でも、ついたてなどによる区画を行いましょう。

5

宴会は、行動履歴が同一の団体(同じ会社内の同じ部署など)のみを受け入れる。

新型コロナウイルスの感染は、「不特定の者が多く集まる場所」でリスクが高くなります。特に飲食店では、普段から接触のない方同士が交わる機会とならないよう注意が必要です。宴会の予約を受け入れる際には、どのような団体かを確認し、行動履歴の異なる団体(グループ)による宴会は、自粛のお願いをしましょう。この際には、「新型コロナウイルス感染防止対策として確認を実施している」ことを説明し、お客様の協力を求めましょう。

行動履歴が同一のグループの例

- 同じ会社の同じ部署の宴会
- 同居している家族同士の食事会
- 日頃から会う機会の多い間柄の友人同士の飲み会

行動履歴が異なるグループの例

- 同じ会社内全体での宴会
(普段、仕事で関わりない方同士が席を交えるもの)
- 離れて暮らす親戚同士の食事会
- 友人に紹介された方同士の飲み会(合コンなど)

6

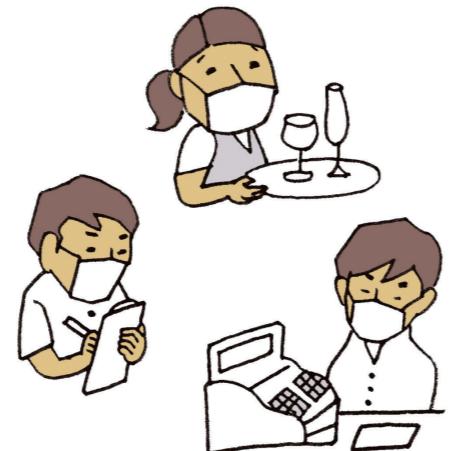
宴会当日は、幹事などに対し、団体(グループ)内に発熱、咳やのどの痛みなどの症状がある方がいないことを確認する。

宴会の当日は、団体(グループ)内に「咳やのどの痛み」や「37.5℃以上の発熱」などの症状を発症している方がいないことを必ず確認しましょう。一人ひとりの確認が困難な場合は、幹事の方に、事前に確認しておくことを依頼しましょう。

お客様と接する従業員のマスク着用など

7 注文や配膳、会計など不特定多数のお客様と接する従業員は、マスクを着用する。

注文の受け付けや料理の配膳、会計を行うホールスタッフなど、不特定多数のお客様と会話を交わす可能性のある従業員は、可能な限りマスクを着用しましょう。



8 お客様との会話を伴う接客(カウンターなどにおける接客)は、可能な限り控える。

カウンターごしでお客様と従業員が対面し、長時間会話をするような接客は、従業員が感染する可能性が高くなることから、できるだけ控えるべきです。テーブル席がある場合は、カウンターでの営業を自粛しましょう。

9 カウンターでの接客を行わざるを得ない場合、接客する従業員はマスクを着用する。

小規模でテーブル席がない店舗の場合、カウンターで接客せざるを得ない場合があります。この場合、従業員は可能な限りマスクを着用し、感染しないよう十分注意しましょう。また、お客様との会話は最小限にとどめるとともに、換気や手洗いをこまめに行い、感染の可能性を減らすよう心がけましょう。

不特定多数のお客様と接する従業員は、感染の可能性が高いと考えられますので、可能な限りマスクを着用しましょう。マスク着用により、従業員が感染する可能性をできるだけ下げることが、ひいては、店舗での集団感染防止につながります。

10 お客様の横に着いての接客や酒の提供、一緒にカラオケやダンス等を行うなど、お客様と至近距離での接触を伴う接客は可能な限り自粛する。

お客様の横に着席して酒の酌をする、カラオケと一緒に歌うなどの接客は、飛沫感染だけでなく、手指やグラス、マイクなどの接触を介した感染のおそれがあります。このような形態での接客は可能な限り自粛しましょう。

11 ライブやダンス・ショーなどの提供は、可能な限り自粛する。実施せざるを得ない場合は、お客様の人数を制限したり、客席とステージとの距離を十分(最低2m以上)に保つ。

ステージでのライブやダンスの提供は、人が密集し、また大きな声による歌唱やダンスなどの激しい動きにより、飛沫が飛びやすく、通常の会話よりもさらに感染する可能性が高くなります。このため、お客様と近距離で行うライブ、ダンス、ショーなどは可能な限り自粛しましょう。実施せざるを得ない場合は、人が密集しないよう、お客様の人数を制限したり、スタンディングライブは控えるようにしましょう。また、客席とステージの距離を最低2m以上とり、お客様がステージに接近しないようにしましょう。



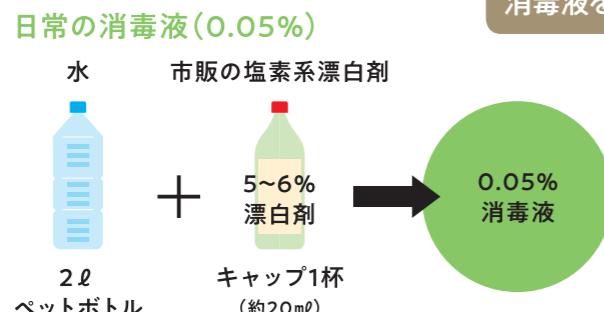
共用する物品などの適正管理

12 始業前、終業後における店舗内の清掃と消毒を徹底する。

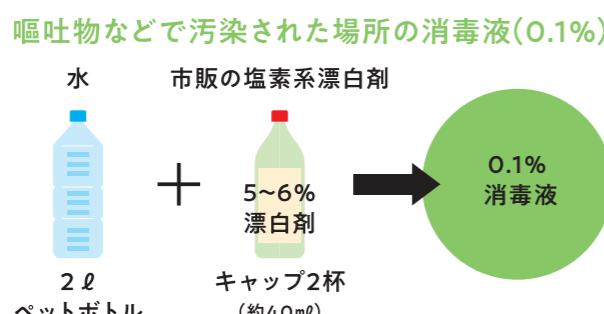
厨房だけではなく、客席も含めた店舗全体の清掃を、普段以上に徹底することが必要です。始業前は、従業員が出勤前に持ち込んでしまう可能性のある箇所(出入口や更衣室のドアノブなど)を、終業後は、お客様が触れる可能性のある箇所を中心に、

アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)による拭き上げによりしっかりと消毒しましょう。

ウイルスはスプレーの粒子よりも非常に小さいため、消毒液をスプレーするだけでは十分な効果は期待できません。
スプレーした後に拭き上げるなどして、消毒液を表面に行き渡らせましょう。



調理器具・食器など
よく洗った後、消毒液に10分つけてから水ですすぐ。
テーブル、ドアノブ、蛇口など
消毒液を染みこませた布で拭き、10分後に水拭きする。



使い捨て手袋、マスク、エプロンをし、ペーパータオルや新聞紙などで嘔吐物が広がらないように静かに拭き取る。汚れた場所にペーパータオルを敷き、0.1%消毒液をかけて浸し、10分後に水拭きする。

【注意点】

- 漂白剤作用があるので、色落ちが気になる布製品などには使用しないでください。
- 金属を腐食させますので、金属製品への使用後は必ず水で洗い流すか、水拭きしましょう。
- 手や皮膚につくと危険ですので、直接触れないよう使用の際は手袋を着用しましょう。

市販されている塩素系漂白剤は、製品によって濃度が異なります。
厚生労働省の「身のまわりを清潔にしましょう。」を参考にしてください。



新型コロナウイルスは、飛沫感染のほか、飛沫が付着した物品・手指を介した接触感染も主要な感染ルートと考えられています。このため、前のお客様が利用した設備や共用備品の洗浄・消毒を徹底することが重要です。

13 従業員は、せっけんによる手洗い(30秒)を励行する。

従業員は、職場到着までに様々なところを触っており、手指に飛沫が付着している可能性が十分に考えられます。店舗内にウイルスを持ち込まないよう、職場到着後は速やかにせっけんによる手洗い(30秒)を必ず行いましょう。また、接客や会計の後、客席の清掃後などは、手指に飛沫が付着している可能性があります。必ずせっけんによる手洗い(30秒)を行いましょう。



具体的な手洗いの方法については、
厚生労働省の「手洗い」をご確認ください。



14 トイレは定期的な清掃と次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を徹底する。

糞便からの新型コロナウイルス感染について、明確な知見は示されていませんが、トイレは定期的に清掃し、その際には、次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)による消毒を行いましょう。清掃の後は、せっけんで手を洗うことも重要です。



糞便や嘔吐物などでトイレが汚れていた場合は、ノロウイルスによる感染症の可能性も疑われるため、すみやかに清掃し、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)で消毒を行いましょう。

清掃の際には窓を開けたり、換気扇を回すなどして換気を行うとともに、マスク、使い捨て手袋、清掃用エプロンを着用しましょう。

共用する物品などの適正管理



次亜塩素酸ナトリウムは
布を脱色させたり、金属を腐食させたりするので、
拭き上げた後は、水を含ませた布で拭き取るべ～。

- 15** お客様が入れ替わる時には、
テーブル、座席、ドアノブなど、お客様の触れる所を
アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。

お客様が入れ替わる時には、テーブル、座席、個室のドアノブ、客席に固定されたタッチパネルや呼び出しボタンなどを、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)でしっかりと拭き上げて消毒しましょう。

- 16** 卓上にあらかじめ用意している
箸、取り皿、メニュー、調味料などは、可能な限り撤去しておき、
お客様が入れ替わるごとに、
アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム
による消毒を行った上で提供する。

卓上にあらかじめ箸、取り皿、メニュー、調味料などを備えつけている場合、撤去可能なものは極力撤去しておき、お客様が入れ替わるごとに、消毒済みのものを提供するようにしましょう。保管場所や従業員のオペレーションなどの問題で撤去しておくことが困難な場合は、お客様が入れ替わるごとに消毒したものと交換する

か、その都度、表面をアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)により消毒しましょう。

撤去が困難な場合は、
お客様が入れ替わるごとに、
消毒したものと交換するか、
その都度、表面を消毒する。

- 17** 共用備品(マイク、タッチパネル、ダーツなど)は、
お客様が入れ替わるごとにアルコールまたは
次亜塩素酸ナトリウムにより
消毒する。

カラオケ用のマイクやタッチパネルなど、直接、飲食などに用いない物品についても、お客様が入れ替わるごとにアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)により消毒を行いましょう。



- 18** サラダバーやビュッフェスタイル、
大皿での料理の陳列・提供、ドリンクサーバーなど、
お客様自らが盛り付ける飲食物の提供は、
可能な限り控える。

サラダバーやビュッフェ、ドリンクサーバーなどによる料理・飲み物の提供は、不特定多数が料理や取り皿の前に集まる上、トングなどの共用やボタン、レバーなどへの頻繁な接触があるため、こうした形での食事の提供は可能な限り控えましょう。また、お客様による器具の共用を避け、あらかじめ取り皿に盛り付けたものを提供するか、従業員が取り分けて提供するようにしましょう。



- 19** 宴会時などで提供する料理は、大皿による提供は控え、
あらかじめ取り皿などに盛り付けた状態で提供する。

- 20** お客様が残したゴミ(ちり紙など)や
利用したおしごりなどを回収する際には、
できる限り、使い捨て手袋やマスクを着用し、
作業後は速やかに手洗いを行う。

お客様が残したゴミ(ちり紙、紙ナプキンなど)や利用したおしごりには、唾液や鼻水などが付着している可能性が高く、回収した後の手指を介して従業員が感染してしまう可能性があります。ゴミなどを回収する際には、できる限り使い捨て手袋やマスクを着用するなど、直接触れないよう留意した上で行い、作業後は速やかにせっけんで手を洗いましょう。

追加対策 2

従業員の 健康管理などの徹底

21 従業員は、出勤前に自宅で体温を計測するとともに、咳やのどの痛みなどの症状がないか確認する。

従業員は、出勤前に体温を測るとともに、咳やのどの痛みなどの風邪症状がないかを確認しましょう。同居の家族がいる場合は、家族の健康状態も確認しましょう。

体調が悪いときは休む。

22 従業員は、自身や同居家族が37.5°C以上の発熱、咳やのどの痛みなどの症状を発症した場合、電話などで店舗に報告するとともに、自宅待機する。

37.5°C以上の発熱、咳やのどの痛みなどの症状がある従業員は、その旨を必ず店舗に電話などで正直に報告し、自宅待機しましょう。発症した従業員が原因となって、感染が拡大した場合、その店舗のみならず、同じ建物内の店舗やすすきの地区全体の風評被害も免れません。決して無理をして出勤しないでください。

23 店舗の責任者は、従業員の健康状態について毎日記録し、1か月程度保存する。

店舗の責任者は、毎日従業員の健康状態を確認し、その結果と対応状況について記録をとりましょう。また、記録は1か月程度保存しましょう。

24 店舗の責任者は、従業員が自宅待機となった場合の対応について、あらかじめ定めておく。

店舗の責任者は、従業員に発熱などの症状が出て自宅待機となった場合、速やかに対応できるよう、あらかじめ予備シフトを定め、従業員にそのことを知らせておきましょう。また、従業員が確保できず、やむを得ず臨時休業とする場合の判断の目安や、お客様への周知方法、従業員への連絡方法などを定めておきましょう。

他の対策 1

出入り事業者への協力依頼

店舗には、様々な事業者が出入りします。これらの事業者にも、マスク着用や健康管理などの感染防止対策に協力してもらいましょう。従業員感染の可能性をできるだけ減らすことが、ひいては、店舗における集団発生を防止することにつながっていきます。

25 出入り事業者には、各店舗への出入り時に、マスクを着用してもらう。

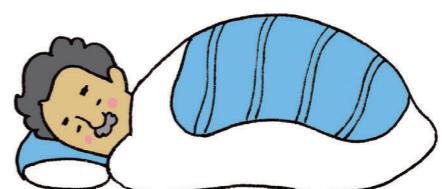
食材・酒などの納品業者や設備メンテナンス業者などの出入り事業者には、各店舗へ出入りする際に、可能な限りマスクを着用してもらうようにしましょう。

26 出入り事業者に、建物への入館や店舗へ出入りする際に、手指のアルコール消毒または手洗いの実施を呼びかける。

店舗のドアノブや共用エリアからの接触感染の可能性を低減させるため、出入り事業者が、建物や店舗に入る際には、アルコールによる手指の消毒または手洗いの実施について呼びかけましょう。あわせて、店舗入口などにアルコールの設置も行いましょう。



27 出入り事業者に、自身や同居家族が37.5°C以上の発熱、咳やのどの痛みなどの症状を発症した場合、自宅待機してもらうよう協力を依頼する。

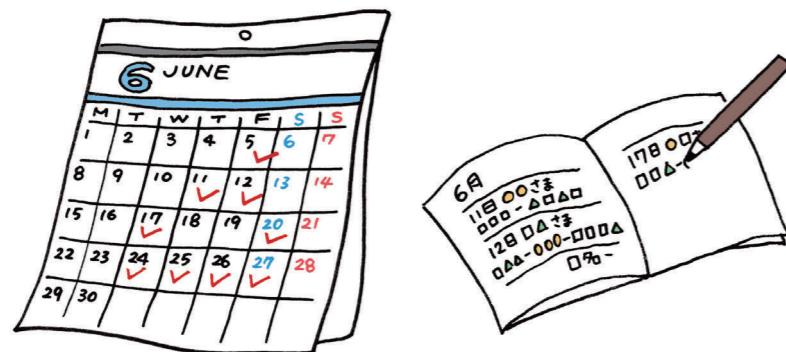


28 お客様に新型コロナウイルス感染症対策を実施中であることをお知らせする。

ガイドラインに基づく対策には、お客様の理解や協力を求める項目もあります。このため、店内でのポスター掲示やホームページでの告知、店内での呼びかけなどにより、新型コロナウイルス感染症対策を実施中の店舗であること、また、これに伴い、お客様に協力を求めたり、不便をお願いすることがあることを了承していただくよう、丁寧に説明しましょう。

29 宴会予約の受け付け時には、幹事の連絡先を確認記録し、1か月程度保存する。

さまざまな対策を行ったとしても、感染のリスクをゼロにすることは出来ません。万が一の事態に備え、予約受け付け時に連絡先を把握している宴会などの団体客に関しては、保健所による感染経路調査に協力してもらう場合があるため、念のため、幹事の方の連絡先を1か月程度保存しておきましょう。



30 ガイドラインに基づく対策の必要性について、従業員に丁寧に説明する。

本ガイドラインに基づく対策は、従業員全員がしっかりと実践していく必要があります。店舗の責任者は、なぜこのような対策が必要なのか、従業員全員に理解してもらえるよう、丁寧に説明しましょう。単なる押し付けでは形式的な対応になりがちですが、必要性を理解してもらうことで、より実効性のある対策になっていきます。

具体的な取り組み
その他の対策
2



この対策もやるとより良いベア～

ビルにおける具体的な取り組み
ビルオーナー編

換気の徹底

店舗編2・3P参照

新型コロナウイルスの対策として、どの程度の換気が有効か、今のところ明確な根拠は示されていません。しかし、3つの条件(密閉・密集・密接)の1つである「換気の悪い密閉空間」をつくらないために、各店舗の協力も得ながら、出来る限りの換気を行いましょう。厚生労働省からは、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量が確保されている場合は、「換気の悪い密閉空間」に該当しないとの見解が示されていますので、参考としてください。

1 ビル管理法の考え方に基づく必要換気量(一人あたり毎時30m³)が確保されているかを確認する。

ビルオーナーは、ビル管理法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)の考え方に基づく必要換気量(一人あたり毎時30m³)が確保されているか確認しましょう。必要換気量が確保されていない場合、換気設備の清掃、整備などの維持管理を適切に行いましょう。場合によっては、専門事業者に依頼して、ビルの換気設備の性能を確認するなどの対応も必要です。また、窓のない店舗や地下に店舗が入っている場合、常に空調を最大限で稼働させるなど、可能な対応について検討しましょう。

具体的な空気環境基準については、
厚生労働省のリーフレットをご確認ください。



2 ビル全体で適切な換気方法について検討して定める。

複数の店舗が入ったビルの場合、フロア単位の空気の流れや、ビル単位の換気量を考えて、換気方法を定める必要があります。各店舗の協力も得ながら適切な換気方法を検討し、ビル全体でどのように換気を行うか定めましょう。

3 各店舗と協力し、定期的な換気(1時間に2回以上が目安)を実施する。

各店舗と協力し、窓や非常口の扉などを開放するなどして、定期的に換気を行いましょう。空気の流れをつくるため、フロアに複数の窓がある場合、2方向の窓を開閉しましょう。窓が一つしかない場合はドアを開けましょう。窓の開放により換気を行う場合は、1時間に2回以上の換気回数※が目安です。具体的には30分に1回以上、

数分程度、窓を全開にし、室内の空気がすべて入れ替わるまで換気しましょう。
※換気回数：部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数

【具体的な対応例】
ビルのオーナーが時間を定め、店舗と協力し、一緒に店舗の窓、入口及びフロアの非常口の扉を開け、換気を行う。

共用エリアの衛生管理

新型コロナウイルスは、飛沫感染のほか、飛沫が付着した物品・手指を介した接触感染も主要な感染ルートと考えられています。このため、不特定多数が利用するビル共用エリアの設備・備品などの洗浄・消毒を徹底することが重要です。

4 不特定多数の人の手が触れる箇所(エレベーターのボタンなど)は、定期的にアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を実施する。

不特定多数が利用するビルでは、飛沫が付着した物品・手指を介した接触感染がおこる可能性があります。これを予防するため、多くの人の手が触れる可能性のある箇所(ドアノブ、スイッチ、エレベーターのボタンなど)は、定期的にアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)による拭き上げを行い、しっかりと消毒しましょう。あわせて、建物入口などにアルコールの設置も行いましょう。

5 共用トイレには、手洗いせっけんとペーパータオルなどを設置する。

お客様や従業員がせっけんによる正しい手洗いを行うことができるよう、共用エリアのトイレには手洗いせっけん、ペーパータオルなどを設置しましょう。



6 共用トイレは、定期的な清掃と次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を徹底する。

糞便からの新型コロナウイルス感染について、明確な知見は示されていませんが、ビル共用エリアのトイレは定期的に清掃し、その際には次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)による消毒を行いましょう。トイレ清掃の後は、せっけんで手を洗うことも重要です。

7 共用エリアまたは共用トイレなどに嘔吐物などがあった場合、速やかな清掃と次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行う。

嘔吐物などの排泄物からの新型コロナウイルス感染について、明確な知見は示されていませんが、排泄物からの感染にも注意が必要です。嘔吐物や糞便などで共用エリアや共用トイレなどが汚れていた場合は、ノロウイルスによる感染症の可能性も疑わ

れるため、速やかに清掃し、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)による消毒を行いましょう。

清掃の際には窓を開けたり、換気扇を回すなどして換気を行うとともに、マスク、使い捨て手袋、清掃用エプロンを着用しましょう。作業の後は、せっけんで手を洗うことも重要です。

各店舗への周知と取り組みの促進

ガイドラインに示された対策は、ビル全体で取り組むことが大切です。ビルオーナーなどが中心となって、各店舗に協力を呼びかけ、ビル全体の取り組みとして実施しましょう。

8 ビルオーナーは、ビル全体の取り組みとして、ガイドラインの内容を各店舗に周知するとともに、対策の実施について協力を呼びかける。

ビル内の店舗がきっかけとなって感染が拡大した場合、その店舗のみならず、同じ建物内の店舗やすすきの地区全体の風評被害も免れません。ビルオーナーは、ビル全体の取り組みとして、ガイドラインの目的や内容について店舗に周知するとともに、ガイドラインに基づいた対策を実施するよう協力を呼びかけましょう。

9 ビルオーナーは、各店舗で対策が適切に行われているかできるだけ確認し、協力を呼びかける。

すべての店舗がガイドラインの内容をしっかりと理解して実践していくまでには、時間がかかると考えられます。対策が適切に行われているかできるだけ確認するようにしましょう。



自主点検チェックリスト

店舗編

本チェックリストは「飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿った対応状況を各店舗が自ら確認する際のツールとして作成したものです。各店舗における対策の実施状況を確認する際の目安とはなりますが、このチェックリストがすべて埋まっているからといって新型コロナウイルスへの感染リスクが無くなることを保証するものではありません。しかしながら、できる限りの対策をとっていくことが従業員の感染リスクを下げ、ひいては店舗での集団感染を防ぐことにつながっていきます。

●基本対策 ●3密(密閉・密集・密接)を避けるための対策(高リスク環境の防止)

掲載番号	項目	チェック欄
------	----	-------

①店内の換気の徹底(2P)

1	各店舗のつくりに応じた適切な換気方法を定める。※ (2方向の窓を同時に開ける、または、それに準じた換気方法をとる) ※ビル内の店舗の場合は、オーナーと相談の上、換気方法を定めること。	<input type="checkbox"/>
2	あらかじめ定めた方法で、定期的(1時間に2回以上が目安)に換気を実施する。	<input type="checkbox"/>

②不特定のお客様同士の近距離での接触の防止(4P)

3	お客様同士が近距離で接触することのないようにする。 例1:客席(テーブル)間の距離を2m程度に広げる。 例2:客席(テーブル)間に、飛沫を防ぐことのできるついたてなどを設置する。	<input type="checkbox"/>
4	宴会を行う団体(グループ)は、個室へ案内するか、個室が用意できなければ客席をついたてなどで区分けするようにして、他の団体(グループ)との接触を極力避ける。	<input type="checkbox"/>
5	宴会は、行動履歴が同一の団体(同じ会社内の同じ部署など)のみを受け入れる。	<input type="checkbox"/>
6	宴会当日は、幹事などに対し、団体(グループ)内に発熱、咳やのどの痛みなどの症状がある方がいないことを確認する。	<input type="checkbox"/>

③お客様と接する従業員のマスク着用等など(6P)

7	注文や配膳、会計など、不特定多数のお客様と接する従業員はマスクを着用する。	<input type="checkbox"/>
8	お客様との会話を伴う接客(カウンターなどにおける接客)は、可能な限り控える。 例:カウンターとテーブル席の両方を有する店舗では、カウンターでの接客を控える。	<input type="checkbox"/>
9	カウンターなどでの接客を行わざるを得ない場合、接客する従業員はマスクを着用する。	<input type="checkbox"/>
10	お客様の横に着いての接客や酒の提供、一緒にカラオケやダンス等を行うなど、お客様と至近距離での接触を伴う接客は、可能な限り自粛する。	<input type="checkbox"/>
11	ライブやダンス・ショーなどの提供は、可能な限り自粛する。 実施せざるを得ない場合は、お客様の人数を制限したり、客席とステージとの距離を十分(最低2m以上)に保ち、お客様がステージに接近することのないようにする。	<input type="checkbox"/>

●追加対策 ●飲食店で想定されるリスクに基づく対策

①共用する物品などの適正管理(8P)

12	始業前、終業後における店舗内の清掃と消毒を徹底する。	<input type="checkbox"/>
13	従業員は、せっけんによる手洗い(30秒)を励行する。特に、入店後、接客対応の後、会計後、客席の清掃後、料理の提供時、終業後などは徹底する。	<input type="checkbox"/>
14	トイレは、定期的な清掃と次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を徹底する。 ※共用トイレの場合は、ビルオーナーなどによる清掃を行う。	<input type="checkbox"/>
15	お客様が入れ替わる時には、テーブル、座席、ドアノブなど、お客様の触れる所をアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。	<input type="checkbox"/>
16	卓上にあらかじめ用意している箸、取り皿、メニュー、調味料などは可能な限り撤去しておき、お客様が入れ替わるごとに、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行った上で提供する。撤去が困難な場合は、お客様が入れ替わるごとに、交換または消毒する。	<input type="checkbox"/>
17	共用備品(マイク、タッチパネル、ダーツなど)は、お客様が入れ替わるごとにアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。あらかじめ用意できる場合は、消毒済みのものを確保し、交換できるようにする。	<input type="checkbox"/>
18	サラダバーやビュッフェスタイル、大皿での料理の陳列・提供、ドリンクサーバーなど、お客様自らが盛り付ける飲食物の提供は、可能な限り控える。お客様による器具の共用を避け、あらかじめ取り皿に盛り付けたものを提供するか、従業員が取り分けて提供する。	<input type="checkbox"/>
19	宴会時の料理は大皿による提供は控え、あらかじめ取り皿などに盛り付けた状態で提供する。	<input type="checkbox"/>
20	お客様が残したゴミ(ちり紙など)や利用したおしごりなどを回収する際には、できる限り、使い捨て手袋やマスクを着用し、作業後は速やかに手洗いを行う。	<input type="checkbox"/>

②従業員の健康管理などの徹底(12P)

21	従業員は、出勤前に自宅で体温を計測するとともに、咳やのどの痛みなどの症状がないか確認する。同居家族がいる場合は、同居家族にも確認する。	<input type="checkbox"/>
22	従業員は、自身や同居家族が37.5°C以上の発熱、咳やのどの痛みなどの症状を発症した場合、電話などで店舗に報告するとともに、自宅待機する。	<input type="checkbox"/>
23	店舗の責任者は、従業員の健康状態について毎日記録し、1か月程度保存する。	<input type="checkbox"/>
24	店舗の責任者は、従業員が自宅待機となった場合の代替人員の確保や臨時休業などについて、あらかじめ判断の目安や連絡方法などを定めておく。	<input type="checkbox"/>

●その他の対策 ●

①出入り事業者への協力依頼(13P)

25	出入り事業者には、各店舗への出入り時に、マスクを着用してもらう。	<input type="checkbox"/>
26	出入り事業者に、建物への入館や店舗へ出入りする際に、手指のアルコール消毒または手洗いの実施を呼びかける。	<input type="checkbox"/>
27	出入り事業者に、自身や同居家族が37.5°C以上の発熱、咳やのどの痛みなどの症状を発症した場合、自宅待機してもらうよう協力を依頼する。	<input type="checkbox"/>

②その他(14P)

28	お客様に、新型コロナウイルス感染症対策を実施中であることをお知らせする。	<input type="checkbox"/>
29	宴会予約の受け付け時には、幹事の連絡先を確認記録し、1か月程度保存する。	<input type="checkbox"/>
30	ガイドラインに基づく対策の必要性について、従業員に丁寧に説明する。	<input type="checkbox"/>

経営支援編

自主点検チェックリスト

ビルオーナー編

本チェックリストは「飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿った対応状況を
ビルオーナーが自ら確認する際のツールとして作成したものです。
対策の実施状況を確認する際の目安とはなりますが、このチェックリストがすべて埋まっているからといって
新型コロナウイルスへの感染リスクが無くなることを保証するものではありません。
しかしながら、各店舗の協力を得ながら、ビル全体の取り組みとしてできる限りの対策を講じていくことが重要です。

●ビルオーナー編●

掲載番号	項目	チェック欄
------	----	-------

換気の徹底(15P)

1	ビル管理法の考え方に基づく必要換気量(一人あたり毎時30m ³)が確保されているかを確認する。	<input type="checkbox"/>
2	ビル全体で適切な換気方法について検討して定める。	<input type="checkbox"/>
3	各店舗と協力し、定期的な換気(1時間に2回以上が目安)を実施する。	<input type="checkbox"/>

共用エリアの衛生管理(16P)

4	不特定多数人の手が触れる箇所(ドアノブ、スイッチ、エレベーターのボタンなど)は、定期的にアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を実施する。	<input type="checkbox"/>
5	共用トイレには、手洗いせっけんとペーパータオルなどを設置する。	<input type="checkbox"/>
6	共用トイレは、定期的な清掃と次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を徹底する。	<input type="checkbox"/>
7	共用エリアまたは共用トイレなどに嘔吐物などがあった場合、速やかな清掃と次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行う。	<input type="checkbox"/>

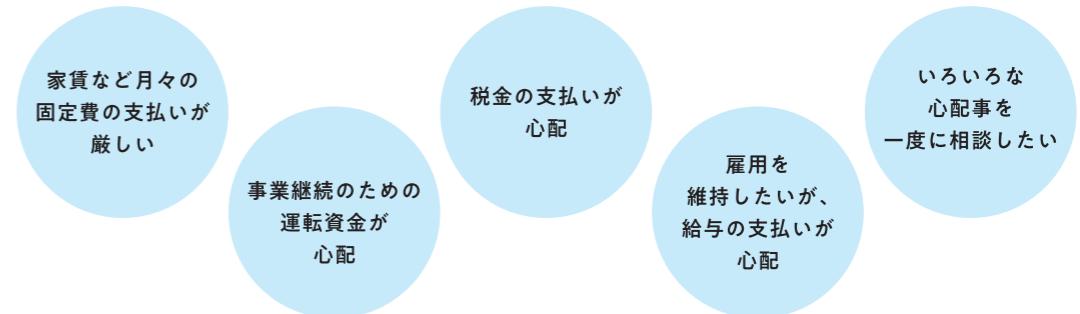
各店舗への周知と取り組みの促進(17P)

8	ビルオーナーは、ビル全体の取り組みとして、ガイドラインの内容を各店舗に周知するとともに、対策の実施について協力を呼びかける。	<input type="checkbox"/>
9	ビルオーナーは、各店舗で対策が適切に行われているかできるだけ確認し、対策の実施について継続的に協力を呼びかける。	<input type="checkbox"/>

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆さまへ

この情報は、2020年4月24日現在のものです。
最新の情報はホームページなどでご確認ください。

支援が受けられるメニューをまとめました。
次のようなお困りごとがある事業者の皆さまは、ぜひご活用ください。



支援内容

- 22P 雇用調整助成金(厚生労働省)
- 23P 持続化給付金(中小企業庁)
- 24P 納税の猶予の特例(国税庁・総務省)
- 25P 固定資産税・都市計画税(令和3年度分)の軽減(総務省)
- 26P 取引先の賃料を免除した場合の損失の税務上の取扱いの明確化(国税庁)
- 27P セーフティネット保証4号・5号(経済産業省)
- 28P 信用保証付き融資における保証料・利子減免(経済産業省)
- 29P 新型コロナウイルス対応支援資金(札幌市融資制度)
- 30P 新型コロナウイルス緊急資金(札幌市融資制度)
- 31P 休業協力・感染リスク低減支援金(北海道・札幌市)
- 32P 事業者向けワンストップ相談窓口(札幌市)

雇用調整助成金

厚生労働省

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

特例措置の内容

- 助成内容・対象の大幅な拡充 ※令和2年4月1日から令和2年6月30までの休業等に適用
 - ①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
解雇等を行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4)
 - ②教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ(中小企業2,400円、大企業1,800円)
 - ③新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月末満の労働者も助成対象
 - ④1年内に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
 - ⑤雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

- 受給要件の更なる緩和 ※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用
 - ⑥生産指標の要件を緩和
(対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30までの間は、5%減少)
 - ⑦最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
 - ⑧雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃
 - ⑨事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
 - ⑩休業規模の要件を緩和

- 活用しやすさ ※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用
 - ⑪事後提出を可能とし、提出期間を令和2年6月30日まで延長
 - ⑫短時間一斉休業の要件を緩和
 - ⑬残業相殺制度を当面停止
 - ⑭申請書類の大幅な簡素化

問い合わせ先

北海道労働局職業対策課雇用助成金さっぽろセンター
札幌第一合同庁舎2階特設窓口

TEL.011-788-2294

持続化給付金

中小企業庁

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

対象者

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人などで、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。

給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12か月)

注意事項

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部 中小企業課
新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

受付時間／8:30～17:15(月～金曜日) ※当面の間、土日祝祭日も受け付けています。

TEL.011-709-2311(代表) 内線2575～2576
TEL.011-709-1783(直通)

中小企業 金融・給付金相談窓口

TEL.0570-783183

納税の猶予の特例

国税庁・総務省

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当(概ね20%以上)の減少があり、一時に納税を行うことが困難な方は、1年間、国税・地方税の納付を猶予することができるようになりました。担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる国税・地方税

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての税目が対象になります。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の税についても、法律の施行から2か月以内に申請した場合に限り、遡ってこの特例を利用することができます。詳細については、ホームページをご確認いただくか、対象となる税を所管する下記の窓口までお問い合わせください。

問い合わせ先

【国税】所得税、法人税、消費税等
札幌国税局猶予相談センター

TEL.011-261-2251

【道税】法人事業税、個人事業税、自動車税等】

下記ホームページからご確認ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/noufu/noufu501.htm>

【市税】法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税等】

札幌市各市税事務所

お住まいの区

中央区・市外に住所を有する方 中央市税事務所納税課納税相談担当

TEL.011-211-3913

北区・東区 北部市税事務所納税課納税相談担当

TEL.011-207-3913

白石区・厚別区 東部市税事務所納税課納税相談担当

TEL.011-802-3913

豊平区・清田区 南部市税事務所納税課納税相談担当

TEL.011-824-3913

西区・手稲区 西部市税事務所納税課納税相談担当

TEL.011-618-3913

固定資産税・都市計画税(令和3年度分)の軽減

総務省

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を軽減します。

対象者

令和2年2月から10月までの任意の3か月間における売上高が、前年同期と比べ30%以上50%未満減少している、または50%以上減少している中小事業者等※(原則として業種限定せず)が対象となります。

※「中小事業者等」とは以下の法人、または個人となります。

資本金の額、または出資金の額が1億円以下の法人、資本、または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人。

軽減対象・軽減率

令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋を対象に、下記の通り固定資産税及び都市計画税を軽減します。

令和2年2月~10月までの任意の3か月間の売上高の対前年同期比減少率	軽減率
30%以上50%未満の減少率	2分の1
50%以上の減少率	全額

- 売上高の減少率の認定は、会計帳簿等で認定経営革新等支援機関等による確認が必要。

※「認定経営革新等支援機関等」とは税理士、公認会計士などの専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等。

注意事項

詳細な条件や申請方法等については、決まり次第速やかに、HP等で公表させていただきます。

問い合わせ先

札幌市税政部固定資産税課

TEL.011-211-2228

取引先の賃料を減免した場合の損失の税務上の取扱いの明確化

国税庁

新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払いが困難となった取引先に対し、不動産を貸す所有者等が当該取引先の営業に被害が生じている間の賃料を減免し次の条件を満たすような場合等には、その減免による損害の額は、寄付金に該当せず、税務上の損金として計上することが可能であることが明確化されました。

対象要件

- ①取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、または困難となるおそれがあること。
- ②賃料の減免が、取引先などの復旧支援(営業継続や雇用確保など)を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること。
- ③賃料の減免が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間(通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間)内に行われたものであること。

問い合わせ先

国税局 電話相談センター

最寄の税務署に
お電話いただき、
音声案内に従って
「1」を選択してください

札幌北税務署	TEL.011-707-5111
札幌中税務署	TEL.011-231-9311
札幌西税務署	TEL.011-666-5111
札幌東税務署	TEL.011-897-6111
札幌南税務署	TEL.011-555-3900

セーフティネット保証4号・5号

経済産業省

セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。

セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。
売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合。

セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。
売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合。

利用手続の流れ(4号・5号)

- ①取引のある金融機関、または最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。令和2年3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類などの負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

問い合わせ先

北海道信用保証協会 経営金融相談ダイヤル

TEL.0120-279-540

信用保証付き融資における 保証料・利子減免

経済産業省

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大しました。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換が可能です。

対象要件

セーフティネット4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施します。

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る)
売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ
- ②小・中規模事業者(①除く)
売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2
売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ

融資上限	担保	据置期間	保証料補助割合
3,000万円	無担保	5年以内	1/2 または10/10

金利補給期間

当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

既往債務の借換

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能です。

注意事項

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部 中小企業課
新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

受付時間:8:30~17:15(月~金曜日) ※当面の間、土日祝祭日も受け付けています。

TEL.011-709-2311(代表) 内線2575~2576
TEL.011-709-1783(直通)

中小企業 金融・給付金相談窓口

TEL.0570-783183

新型コロナウイルス対応支援資金

札幌市融資制度

新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けている市内中小企業者などの皆さまを支援するために創設した資金です。

対象要件

次のいずれかに該当する市内の中小企業者等

- ①新型コロナウイルス感染症の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる者。
- ②新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者(セーフティネット保証4号を利用する場合)。
- ③新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた者(危機関連保証を利用する場合)。

融資限度額

2億円

融資期間

10年以内(据置期間3年以内)

融資利率

年1.0%以内

信用保証

信用保証協会の保証付(信用保証料の全額を札幌市が補給)

問い合わせ先

札幌中小企業支援センター

TEL.011-231-0568

新型コロナウイルス緊急資金

札幌市融資制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内中小企業者等の皆さまの緊急の資金需要に応じるために創設した資金です。

対象要件

新型コロナウイルス対応支援資金の融資申請を行う中小企業者等で、同資金の融資実行までの間の事業資金が切迫している者。

融資限度額

500万円

ただし、同時に融資申請を行う新型コロナウイルス対応支援資金の融資額の4分の1以内とする。(例:新型コロナウイルス対応支援資金の融資額が800万円の場合、本資金の融資限度額は200万円)

融資期間

10年以内(据置期間3年以内)

融資利率

年1.0%以内(当初3年間の利子の全額を札幌市が補給)

信用保証

無し

問い合わせ先

札幌中小企業支援センター

TEL.011-231-0568

休業協力・感染リスク低減支援金

北海道・札幌市

札幌市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、店舗の休業や営業時間の短縮などに取り組む事業者の方を対象に、北海道と連携して支援金を給付いたします。

支給イメージ及び申請先

道給付の支給決定データを基に10万円を追支給



道による休業要請等の対象施設

スナック、バー、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツクラブ、ゲームセンター、映画館、展示場、ビデオレンタル、学習塾など

飲食店

法人事業者

個人事業者

酒類提供あり
19時以降の
酒類提供取り止め

酒類提供なし
休業や営業時間短縮などの
感染症防止対策を実施

制度の詳細

北海道及び札幌市のホームページにてご確認ください。

北海道ホームページ「休業要請等について」

札幌市ホームページ「新型コロナウイルスに係る休業等支援の給付」

問い合わせ先

【北海道への申請】

北海道 新型コロナウイルス感染症対策本部
「休業要請相談専用ダイヤル」

受付時間／8:45～17:30(月～金曜日)

TEL.011-206-0104 TEL.011-206-0216

【札幌市への申請】

札幌市 経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課
「支援金専用ダイヤル」

受付時間／8:45～17:15(月～金曜日)

TEL.011-211-2566

新型コロナウイルスに係る 事業者向けワンストップ相談窓口

お困りの市内事業者が各支援策を有効的に活用できるように、現在の札幌中小企業支援センターを「事業者向けのワンストップ相談窓口」へと、順次拡充しています。

相談内容

- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経営相談
- 新型コロナウイルス対応支援資金の融資対象認定
- 新型コロナウイルス感染症への対応に伴うテレワーク導入等の就業環境の整備に関する相談
- 各融資申請に関するサポート、アドバイス
- 事業者向け新型コロナウイルス感染予防等に係る相談
- 事業者向け市税の納税猶予の相談
- 社会保険料等の猶予や雇用維持に係る相談、雇用調整助成金等の申請サポート ※拡充予定
- テレワーク導入に係る専門相談 ※拡充予定

問い合わせ先

札幌中小企業支援センター

TEL.011-231-0568



札幌 中小企業支援センターの ご案内

受付時間(月～金曜日)

9:00～12:00 13:00～17:00

札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センタービル2階

- 駐車場はありません
- JR札幌駅南口より徒歩12分、
南口タクシー乗り場よりタクシーで5分
- 地下鉄南北線・東西線大通駅より
徒歩5分
- 東豊線大通駅より徒歩2分

新型コロナウイルス対策
モデル
すすきの地区

新型コロナウイルス 感染防止 対策 マニュアル

2020年5月7日発行

発行

一般社団法人すすきの観光協会



監修

札幌市 経済観光局

制作

株式会社あるた出版